

まちかど ネットワーク

お便りください

このコーナーは、皆さんの地域の問題をお届けしています。広報広聴課 ☎51-0123 内線2823へお便りください。

市長への 手紙から

市民憲章の普及と 徹底を進めたい

市は、住みよいまちづくりを市民の皆さんと一緒に進めるため、市政モニター制度を取り入れています。この手紙は、「モニター通信」として寄せられたものです。

〈市長への手紙〉

富士市民憲章が昭和五十八年に制定されてから、早いものでもう十年近くになります。振り返ってみれば、私たちは市民憲章の中身をどのくらい理解し、それに近づく努力をしているのでしょうか。条文には、思いやりの心・自然を愛し、教養を深める・働く喜びを持ち、平和で安全な社会をつくりますとありますが、残念ながら私を含めて、年々歳々この憲章の心が市民生活から離れていくように思えてなりません。そこで、家庭の中でも学校でも市民憲章を学ぶ機会をつくり、この普及と徹底を進めたらよいと思います。



中村秀雄さん
(大淵2249-54)

〈市長の答え〉

「富士山のように・・・」で始まる富士市民憲章の五つの条文は、市民の合い言葉であり、生活上の決まりや道しるべともいえるべきものです。

広く市民の皆さんに知っていただくために、推進と実践に努めています。その方法として、子供たちには市民憲章の基本的な考え方を説明したり、憲章の書いてある下敷きを配ったりしています。実践活動としては、さまざまな会合やイベントで、唱和をお願いしています。

また、ことし十一月に富士市で市民憲章の第二十八回全国大会を開催します。全国百二十の市町村から千七百人が集い、大会を盛り上げます。これを大きな弾みにしたいと考えています。

市民憲章運動推進
第28回全国大会
とき 11月12日・13日
ところ 富士市文化会館



吉田久雄さん一家の 話してみましよう

ポルトガル語で

(8)

「話してみましよう ポルトガル語で」のコーナーは、今回が最終回です。市内に千六百人くらいは住んでいる、日系ブラジル人。陽気で底抜けに明るい彼らは、南米で唯一ポルトガル語を使用する人々です。

私たちは、日系人に対しては日本の生活習慣がわかるものと思いついてしまいがちです。しかし、言葉も文化も価値観も全く違う外国人なのです。

お互いに理解し合うきっかけは、まず簡単なあいさつからと始めたコーナーですが、お役に立てたでしょうか。発音なんて気にしなくても大丈夫。「話してみましよう ポルトガル語で」

あいさつABC

- ▶ おはよう
Bom dia (ボン ジェア)
- ▶ こんにちは
Boa tarde (ボア タルデ)
- ▶ ありがとう
Obrigado (オブリガート)・・・男性が使います
Obrigada (オブリガータ)・・・女性が使います



*写真は、ブラジルの国花「イッペー」です。県内では、浜松市のフラワーパークで見ることができます。4月上旬から4月中旬にかけてが花の見ごろ。色鮮やかな黄色の花が、枝いっぱいに咲き競います。